

# 原油価格上昇に関する 宮崎県中小企業融資制度のご案内

## 経営支援・災害対策貸付(売上減少対策等)

融資対象者	経済的環境の変化により、最近3か月間の売上高が前年同期に比して5%以上減少し、又は最近の決算日における当期利益が前期に比して5%以上減少している中小企業者及び組合
融資限度額	運転資金 3,000万円 (※組合は8,000万円) 設備資金 5,000万円 (※組合は8,000万円)
返済期間	運転7年以内(うち据置12月以内)、設備10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.40%～年1.50%

## セーフティネット・危機関連貸付(5号:業況の悪化)

融資対象者	業況の悪化している業種として国が指定した業種を営んでおり、以下のいずれかに該当する中小企業者及び組合 ・最近3か月間の売上高等が、前年同期に比して5%以上減少している ・原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引上げが著しく困難であるため、最近の3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている中小企業者及び組合
融資限度額	運転資金 3,000万円 (※組合は8,000万円) 設備資金 5,000万円 (※組合は8,000万円)
返済期間	運転7年以内(うち据置12月以内)、設備10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.25%
その他	・売上減少等について、市町村による認定を受ける必要があります。 ・国が指定した業種については、中小企業庁ホームページを御確認ください。

問い合わせ先 : 宮崎県 商工政策課 経営金融支援室 (電話:0985-26-7097)